

新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について

標記の件について、令和3年9月1日開催の文教常任委員会で報告した後の対応について、下記のとおり報告する。

記

1 新型コロナウイルス感染症に係る区立小・中学校及び幼稚園等の運営方針について(その2)

(1) 主旨

令和3年9月8日付で、9月13日以降の区立小・中学校及び幼稚園等の運営方針(その2)をとりまとめた。

(2) 運営方針の内容

別紙のとおり

2 その他の事業

(1) 連合運動会

大人数での移動、集合等で、3密を避けて実施することが困難であること、分散登校の実施により、練習や準備等を十分に行うことが困難であったこと等から、安全性を十分に確保して実施することが困難であるため、10月に区立総合運動場で実施予定の小学校連合運動会、小学校特別支援学級連合運動会、中学校陸上競技大会を中止する。

- ・10月1日 中学校陸上競技大会
- ・10月15日 小学校特別支援学級連合運動会
- ・10月21日・22日・25日 小学校連合運動会

3 区立小中学校での感染発生状況(直近3か月の推移)

| | 区立小学校 | | 区立中学校 | | 合計 | |
|-----------|-------|------|-------|-----|------|------|
| | 人数 | 学校数 | 人数 | 学校数 | 人数 | 学校数 |
| 7月 | 63人 | 55校 | 19人 | 19校 | 82人 | 74校 |
| 8月 | 245人 | 190校 | 100人 | 83校 | 345人 | 273校 |
| 9月(16日時点) | 74人 | 63校 | 24人 | 24校 | 98人 | 87校 |

(注) 人数については、児童・生徒及び教職員等の陽性者数。

学校数については、同一月内で関連性が認められない陽性判明が複数あった場合はそれぞれ計上している。(例) 4月1日A校で陽性判明、4月25日A校で陽性判明の場合2校で計上。

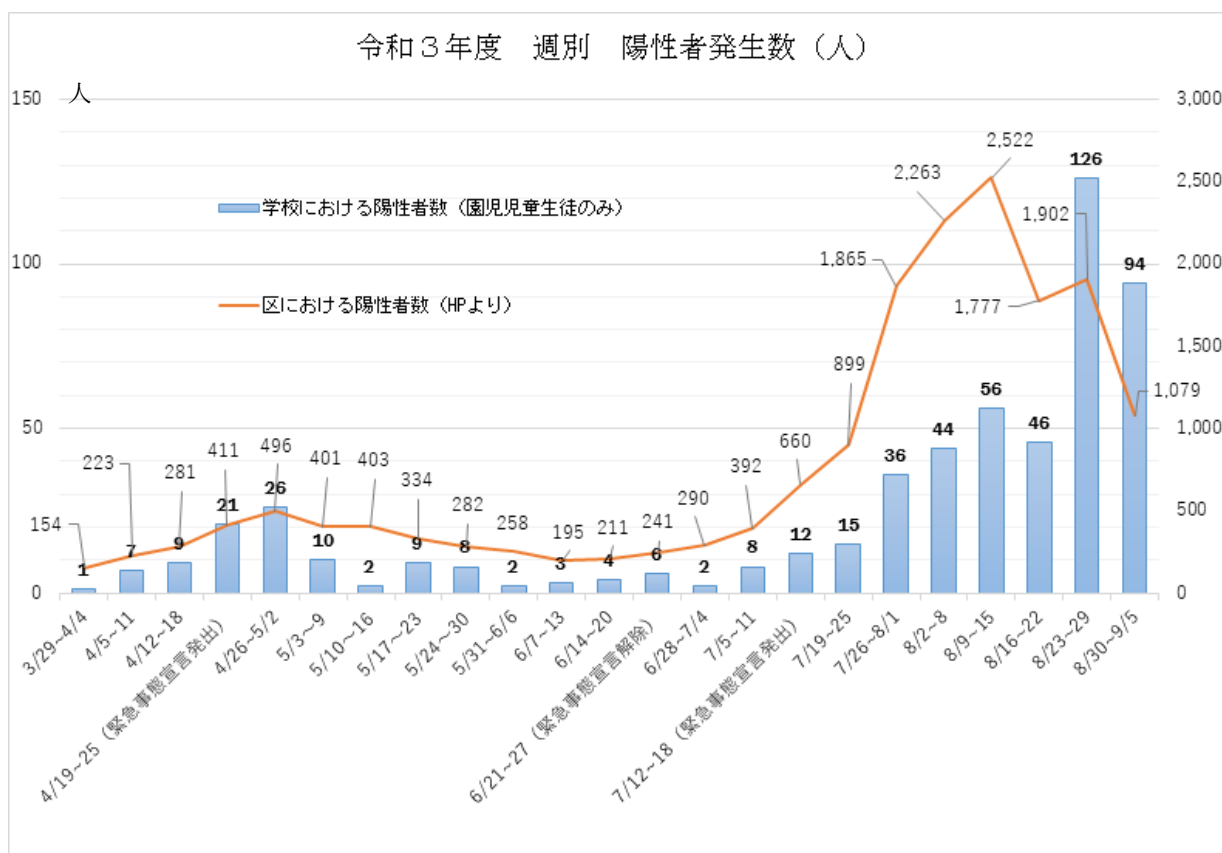
令和3年9月8日
教育委員会事務局

新型コロナウイルス感染症に係る区立小・中学校及び幼稚園等の
運営方針について（その2）

1 主旨

令和3年8月25日（水）に決定した標記運営方針について、9月13日以降の方針（その2）をとりまとめたので報告する。

2 区立小・中学校、幼稚園における感染状況の推移（児童・生徒・園児）



3 新学期の学校の状況

(1) 現在の対応

- ・ 9月1日（水）～2日（木） 一斉登校・午前授業
- ・ 9月3日（金）～12日（日） 分散登校・オンライン学習

(2) コロナ感染不安により登校を控えている児童・生徒の割合

| | |
|-------|-------|
| 区立小学校 | 2.87% |
| 区立中学校 | 1.28% |

※9月3日、6日の値

(3) 分散登校の効果と課題

- ① 感染不安が高まるなか、短縮授業や分散登校を実施し、可能な限り感染を防止しつつ、オンライン学習を併用し教育を保障してきている。
- ② コロナ感染症が不安で登校を控える児童・生徒がいる。
- ③ 保護者が仕事を休めず子どもだけで自宅で過ごすことができなかつたり、自宅にインターネット環境がなかつたりという場合、学校や新BOPでの受入れを行っている。
- ④ 他区の多くは通常授業を行っており、受験を控えた中学3年生の登校日が減ることによる学習の遅れを懸念する声がある。

4 感染拡大抑止に向けた分散登校等の実施について

分散登校解除の目安となる状況が確認できたことから、9月3日（金）から実施中の分散登校は12日（日）までで終了する。その後は、自宅からのオンラインでの授業参加希望者が一定数いることから、通常授業と自宅でのオンラインでの参加の選択制を実施する。

《分散登校解除の目安》

- 区内感染者数及び区立小・中学校等の感染者数双方が減少傾向にある。
→区内感染者数はピーク時8/9～15の半数以下。学校関係者感染者数も直近で126人→94人に減少。
- 区立小・中学校内のクラスター及び校内を感染経路とする陽性発生件数が抑えられている。
→直近10日間クラスターは確認されていない。感染経路もほぼ学校内感染と想定されるケースはない。
- 他区において通常登校への転換が進んでいる。
→2学期当初より通常登校（14区）、休業・短縮・分散等から通常登校（5区）

※今後、区立小・中学校等において、クラスター発生や感染者数の著しい増加が確認された場合には、必要な対応を実施する。

(1) 分散登校

【実施内容】

- ① 期間 令和3年9月3日（金）～12日（日） ※延長なし
- ② 対象 全区立小・中学校の児童・生徒
- ③ 実施方法 各学級で登校する人数を半分（A・B班）に分割して1日おきに登校

(2) 通常授業とオンライン学習の選択制

【実施内容】

- ①期間 令和3年9月13日（月）から当分の間
- ②対象 全区立小・中学校の児童・生徒
- ③実施方法 教室での通常授業への出席もしくは家庭等でのオンライン学習のいずれかを保護者、児童・生徒が選択

※9月中の土曜授業は実施しない

(3) 共通事項

- ① 感染拡大による分散登校等の実施に際し、自宅にインターネット環境が整備されていない場合や、特段の事情等がある児童・生徒は登校を可とする。
- ② 分散登校時は、就学援助対象者へ給食が提供されない日数に応じて給食費相当額を支給している。分散登校の終了にあわせ、9月13日(月)以降は、この措置は終了する。
- ③ 感染による児童・生徒への出席停止や学級閉鎖等といった措置はこれまでどおり必要に応じ実施し、学級閉鎖後に分散登校を行うなど、今後は学校ごとの分散登校等と連動させながら学校を運営する。
- ④ 新BOP学童クラブは、分散登校期間中、必要に応じて人員の確保等、体制を整えた上で、1日育成等の対応を行う。分散登校終了後の9月13日(月)以降は、通常運営に戻し、保護者へは可能な範囲で利用日数と利用時間を控えていただくよう、引き続き自粛を求めていく。
- ⑤ 区立幼稚園・認定こども園についても、区立小・中学校に準じて9月12日(日)まで分散登園を実施する。9月13日(月)以降は、登園もしくは家庭等での教育・保育のいずれかを保護者が選択できるものとする。なお、感染の懸念から登園を控える園児については、欠席扱いとしない。